

○労災病院における意見書料等について

平成8年11月21日地基企第74号
各支部事務長あて 企画課長

第1次改正 平成16年3月31日地基企第29号

標記については、地方公務員災害補償基金業務規程第6条及び第26条の規定に基づく指定医療機関及び福祉事業機関の指定に係る地方公務員災害補償基金と労働福祉事業団との契約により労働者災害補償保険に準じて算定することとされているところですが、今般、労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料が改定され、平成8年7月1日以後に意見書等を依頼したものから適用されることとなりました。このため、支部長が補償の実施のために必要であると認め労災病院の専門医等から意見等を求めた場合等の意見書等の費用についても平成8年7月1日以後に依頼したものから同様に取扱われることとなりますので、念のためお知らせします。

これに伴い、同日以後に意見書等を依頼し、労災病院から請求があった場合には、下記により内容を確認した上で支払われるようお願いします。

なお、改定に係る労働福祉事業団から各労災病院医事課長及び健診センター事務長あての通知及び労働省労働基準局長から各都道府県労働基準局長あての通知を参考までに送付します。

記

- 1 支部長が補償の実施のために必要であると認め労災病院の専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用
 - ① 一般的医学事項について意見等を求めた場合 7,000円
 - ② 次に掲げる特に高度な医学的事項について意見等を求めた場合 20,000円
 - イ 脳・心臓疾患等疾病と公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）又は通勤との因果関係の判断が困難な事案（第1次改正・一部）
 - ロ 神経系統の機能若しくは精神障害又は胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級に係る障害の状態又は程度等についてその判断が困難な事案
 - ハ その他上記イ又はロに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、意見等を必要とすると認められる事案
- 2 支部審査会が審査のため必要があると認め労災病院の専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用
 - ① 一般的医学事項について意見等を求めた場合 20,000円
 - ② 次に掲げる特に高度な医学的事項について意見等を求めた場合 50,000円
 - イ 傷病の公務上外等が争点となっている事案であって、主治医等の関係医師の医証が対立しているもの等疾病と公務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案
 - ロ 治ゆ又は再発が争点となっている事案であって、主治医等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案
 - ハ 神経系統の機能若しくは精神障害又は胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級が争点となっている事案であって、障害の状態又は程度等について主治医等の関係医師の医証が対立してい

るもの等その判断が困難な事案

ニ その他上記イからハまでに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について意見等を必要とすると認められる事案

3 1の他支部長が労災病院の専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用

「労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について」（平成8年7月24日付け基発第479号）の記の2の取扱いに準じて算定された額